

参考資料

医療審議会関係の根拠（抜粋）

埼玉県医療審議会規程

医療審議会の諮問事項一覧

医療審議会関係の根拠（抜粋）

医療法（昭和23年7月30日法律第205号）

第72条 この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議するため、都道府県に、都道府県医療審議会を置く。

2 都道府県医療審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

医療法施行令（昭和23年10月27日政令第326号）

（都道府県医療審議会）

第5条の16 都道府県医療審議会（以下「審議会」という。）は、委員三十人以上で組織する。

第5条の17 委員は、医師、歯科医師、薬剤師、医療を受ける立場にある者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

第5条の18 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。第5条の19 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員十人以内を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

第5条の20 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第5条の21 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

5 第5条の18第3項及び第4項の規定は、部会長に準用する。

第5条の22 第5条の16から前条までに定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

埼玉県医療審議会規程

(目的)

第1条 この規程は、医療法施行令第5条の22の規定に基づき、埼玉県医療審議会(以下、「審議会」という。)に関して、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

(部会の設置)

第3条 審議会に、医療法人の認可に関する事項を調査審議するため、医療法人部会を置く。

2 審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要な部会を置くことができる。

3 部会に属すべき委員は、委員のうちから会長が指名する。
(部会長)

第4条 部会に、その部会に属する委員の互選により部会長を置く。

2 部会長に事故があるときは、部会委員のうちから互選された者が、その職務を行う。
(部会の議事)

第5条 部会の招集、議事の定足数及び表決数については、医療法施行令第5条の20の規定を準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

2 部会がその議事を議決した場合は、部会長は、速やかに当該議決事項を会長に報告するものとする。

3 会長は、前項の規定による報告があったときは、当該報告内容を審査のうえ、審議会に諮る必要があると認めた場合を除き、部会の議決をもって、審議会の議決とすることができる。

(関係者の出席)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を聴くことができる。

(会議の公開等)

第7条 審議会並びに部会の会議は、公開する。ただし、出席委員の3分の2以上の多数により議決したときは、公開しないことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、保健医療部医療整備課において処理する。
(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成17年7月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年8月1日から施行する。

医療審議会の諮問事項一覧

	諮問事項	根拠
1	地域医療支援病院の名称承認	法第4条第2項
2	地域医療支援病院の名称承認の取消	法第29条第6項
3	医療計画に定める基準病床数に達しているか若しくは超えることになるかと認める場合における公的病院等の開設、病床数の増加若しくは病床の種別の変更の不許可	法第7条の2第6項
4	医療計画に定める基準病床数を超えている場合の公的病院等の未稼働病床の削減命令及び公的病院等以外の未稼働病床の削減勧告の適否	法第7条の2第6項 法第30条の1第2項
5	病院等施設の人員の増員又は業務の停止命令の適否	施行規則第22条の4の2
6	医療計画に定める基準病床数の「特定の病床等に係る特例」により、病院の開設及び病床数を増加する許可申請の適否	平成24年厚生労働省通知医政発0330第28号
7	医療計画の策定又は変更	法第30条の4第14項
8	医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合における病院の開設、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更又は診療所の病床の設置若しくは病床数の増加に関する勧告の適否	法第30条の1.1
9	医療計画に記載される診療所（一般病床の設置の届出に係る診療所）の適否	平成18年厚生労働省通知医政発第1227017号（施行規則第1条の14第7項）
10	病院の開設、病床数の増加若しくは病床の種別の変更又は診療所の病床の設置、病床数の増加若しくは病床の勧告及び措置命令の適否	法第27条の2第1項、第2項
11	病床機能報告対象病院等が過剰な病床に転換し易いこととする場合に転換しないことへの措置命令又は要請及び勧告の適否	法第30条の15第6項 法第30条の17
12	構想区域ごとの協議の場における協議が調わない場合の病床機能報告対象病院等に対する必要な指示及び勧告の適否	法第30条の16第1項 法第30条の17
※13	社会医療法人の認定	法第42条の2第2項
※14	医療法人の設立認可	法第45条第2項
※15	医療法人の非医師理事長の選出の認可	昭和61年厚生省通知健政発第410号
※16	医療法人の解散認可	法第55条第7項
※17	医療法人の合併認可	法第58条の2第5項、第59条の2
※18	医療法人の分割認可	法第60条の3第5項、第61条の3
※19	医療法人の業務の停止命令、又は役員解任の勧告	法第64条第3項
※20	社会医療法人の認定取消	法第64条の2第2項
※21	医療法人の設立認可の取消	法第66条第2項
22	地域医療連携推進法人に係る医療連携推進の認定	法第70条の3第2項

23	地域医療連携推進法人による病院等の開設について、医療連携推進業務の実施に支障のないこと事 前の確認	法第70条の8第5項
24	地域医療連携推進法人の解散認可	法第70条の15
25	地域医療連携推進法人の定款変更認可（自ら病院等を開設する場合）	法第70条の18第2項
26	地域医療連携推進法人の代表理事の選定及び解職の認可	法第70条の19第2項
27	地域医療連携推進法人の業務の停止命令、又は役員解任の勧告	法第70条の20
28	医療連携推進認定の取消	法第70条の21第3項
29	認定都道府県知事に対する意見の申出（認定、認定取消、処分）	施行令第5条の15の4第4項
30	医療を提供する体制の確保に関する重要事項	法第71条の2第1項

※医療法人に係る事項は医療審議会法人部会で審議する。